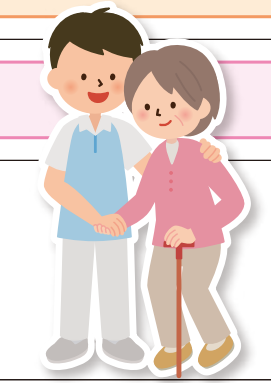
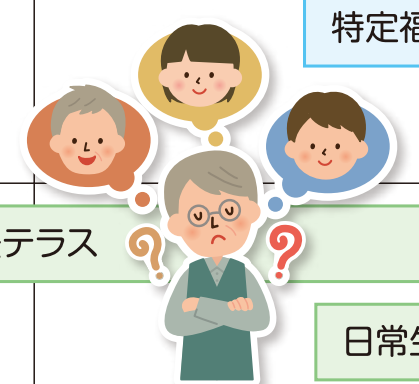
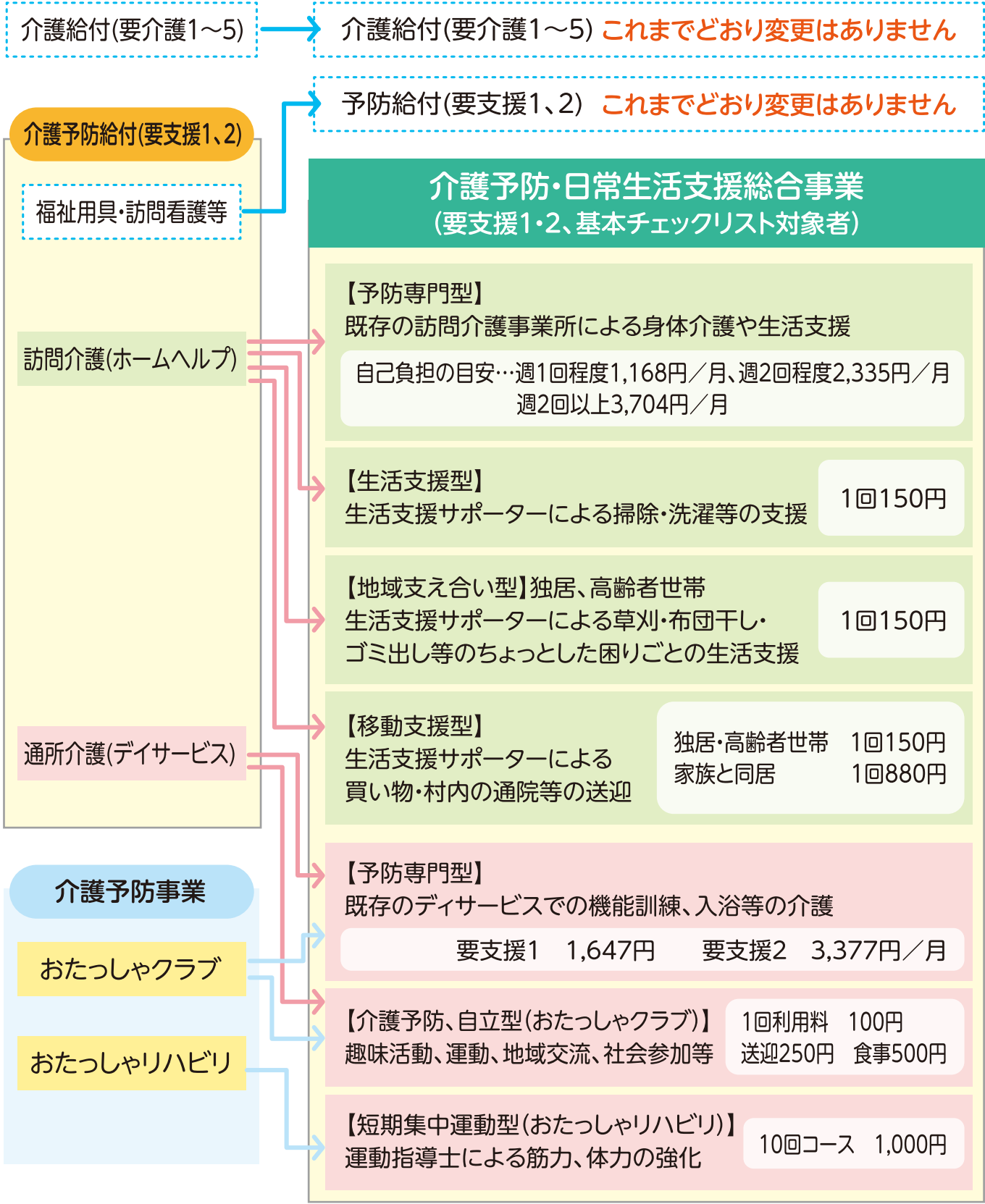


認知症の状態や症状に合わせて受けられるサービスの流れ

認知症の 生活機能 障害 支援の 内容	自立	認知症の疑い	認知症を有するが 日常生活は自立	誰かの見守りがあれば 日常生活は自立	日常生活に手助けが必要	常に介護が必要		
	自立	物忘れはあるが、金銭管理や 買い物、書類作成などを含め、 日常生活は自立している	買い物や事務、金銭管理など にミスがみられるが、日常生 活はほぼ自立している	服薬管理ができない。電話の 対応や訪問者の対応など1人 では難しい	着替えや食事、トイレなどが うまくできない	ほぼ寝たきりで意思の疎通が 困難である		
相談	地域包括支援センター（介護相談・物忘れ相談・認知症初期集中支援チーム）・精神保健福祉相談・民生委員・地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター							
	居宅介護支援事業所・宅老所家族会							
医療	主治医・在宅医療・訪問看護・薬局・認知症疾患医療センター（村外）							
予防 生きがい 活動	おたっしゃクラブ（通所 A）・おたっしゃリハビリ（通所 C）・ふれあいランチサービス・サロン							
	老人クラブ活動・憩いの湯							
生活支援 安否確認 見守り	配食サービス・外出支援サービス・軽度生活援助サービス							
	村営バス老人無料乗車券			介護用品支給				
	地域住民・民生委員・警察・消防署・消防団・JA・緊急通報サービス・認知症サポーター・緊急時の連絡先の設置・生活介護支援サポーター・生活支援コーディネーター							
				総合事業（訪問型）				
介護				総合事業（通所型・訪問型）			訪問介護・通所介護・認知症対応型通所介護	
住まい	ケアハウス（村外）・サービス付高齢者住宅（村外）・有料老人ホーム（村外）							
	特定福祉用具購入費支給・福祉用具貸与・住宅改修費支給							
					グループホーム（村外）・介護老人保健施設（村外）		特別養護老人ホーム（村外）	
財産 権利擁護	人権相談・法律相談・成年後見制度・消費生活相談・法テラス							
					日常生活自立支援事業			

介護保険・総合事業サービス



介護認定申請について

40歳以上(64歳までの方は特定疾病に該当した方)で介護サービスが必要になった方は、
村に要介護認定の申請が必要です。
申請の方法など詳しくは地域包括支援センターまでお問い合わせください。